

日本音楽学会会則および細則

会 則

第1章 名称

第1条 本会を日本音楽学会と称する。設立は1952年4月5日であり、その所在地を本会則末に示す。

第2章 目的

第2条 本会は音楽の研究に従事する者の連絡を密にし、音楽学の発展をはかることを目的とする。

第3章 事業

第3条 本会は前条の目的のために、次の事業を行なう。

1. 機関誌・学術図書等の刊行および研究資料の作成
2. 研究会、研究発表会、講演会等の開催
3. 研究調査
4. 文献・資料の収集
5. 研究者の助成
6. 内外の学会との連絡協力
7. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4章 会員

第4条 会員は次の6種とする。

1. 正会員 音楽の研究者で、支部委員会の承認を得た者
2. 学生会員 音楽の研究に従事する学生で、支部委員会の承認を得た者
3. 名誉会員 音楽の研究に多年寄与し、総会により推薦された者
4. 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する者で、支部委員会より推薦された個人、法人、団体等
5. 団体会員 学術の研究に従事し、その振興に寄与する団体、および音楽の教育研究を目的とする機関で、本会の目的に賛同する者
6. 海外支援会員 日本と経済状況が著しく異なる国の音楽研究者で、常任委員会が特定の会員による会費支援を認めた者

第5章 本部

第5条 本会に本部事務局をおく。その事務は、原則として常任委員会が行なう。

第6章 支部

第6条 本会は地域別に支部をおく。会員は細則にしたがって支部に属する。

第7章 役員

第7条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 支部長 各支部1名
3. 機関誌編集委員長 1名
4. 委員 若干名
5. 参事 若干名
6. 監事 本部・支部 若干名

第8条 会長は正会員の中から互選され本会を代表する。

第9条

1. 支部長は各支部の委員の中の最多得票者とし、当該支部を代表する。
2. 機関誌編集委員長は、選挙された委員の中から会長が指名し、機関誌編集委員会を代表する。

第10条 委員は正会員の中から互選され、本会の運営に当る。委員の合議により、委員のうち若干名を常任委員とする。

第11条 参事は支部委員により、委員をのぞいたその支部の正会員の中から選出され、各委員会の諮問に応じる。参事の定数は、原則として各支部の委員の定数を超えないものとする。

第12条

1. 本部の監事は正会員の中から全国役員会の推挙にもとづき、総会の議を経て任せられ、本部の会計を監査する。その任期は、当該年度の総会より2年間とする。
2. 支部の監事は正会員の中から支部委員会によって推挙され、支部の会計を監査する。その任期は、当該年度の総会より2年間とする。

第13条 役員任期は2年とし、再任等については、選挙規程に定める。

第8章 総会

第14条 総会は本会最高の議決機関であって、次の事項を議決する。

1. 本会の予算の審議決定、および決算の承認
2. 既往の年度に実施された事業報告の承認、および当年度以降の事業計画の審議決定
3. 名誉会員の推薦
4. 会員の資格の取得および停止に関して支部委員会のとった措置の承認
5. 会員の除名、役員解任
6. 会則、細則および会長・委員選挙規程の変更、本会の解散
7. その他、各委員会および会員から総会に提出された議案

第15条 総会は毎年すくなくとも1回開催し、会長がこれを招集する。

第9章 委員会・役員会

第16条 会長の下に、全国役員会・全国委員会・常任委員会・全国大会準備委員会を組織する。会長は全国役員会・全国委員会を、少なくとも年1回招集する。

第17条 全国役員会は全役員によって構成され、総会に先立って各年度の重要議事を審議する。

第18条 全国委員会は会長と各支部の委員全員によって構成され、総会の決定を受けて次年度計画の詳細を審議するとともに、学会の運営を行なう。

第19条 常任委員会は会長と常任委員によって構成され、各種会議の運営・会報の発行、その他広く本部事務を司る。

第20条 常任委員会は各支部長および機関誌編集委員長を加えた拡大常任委員会を少なくとも年1回開き、本部にかかわる議事を審議する。会議には、必要に応じて他の委員会の代表を加えることができる。

第21条

1. 機関誌編集委員会は、機関誌編集委員長と各支部の委員若干名によって構成され、機関誌の編集にあたる。
2. 機関誌編集委員会の構成は、会長、各支部長、機関誌編集委員長の合議により決定される。

第22条 全国大会準備委員会は会長、常任委員から若干名、各支部長、および会長が任命する若干名によって構成され、全国大会実行委員長の選出を行う。また選出された実行委員長との合議により全国大会実行委員を選出し、全国大会の企画運営を補助する。

第23条 全国大会実行委員会は全国大会の企画運営

にあたる。

第24条 選挙管理委員会は会長から委嘱され、会長・委員選挙規程に基づいて、選挙管理事務を司る。

第25条 必要な場合には、総会の議決により特別委員会を定めることができる。

第10章 会計

第26条 本会の会計は、会費、寄付金その他によって支弁する。

第27条 会費の年額は次のように定め、毎年一定の時期に納入するものとする。

1. 正会員 9,000円（ただし正会員として通算20年を経た会員は、満70歳に達した翌年度から会費を半額とすることができる。また、博士後期課程学生、およびそれに準じる者が所定の手続きをとれば、学生会員と同額とすることができる。）
2. 学生会員 5,000円
3. 賛助会員 30,000円以上
4. 団体会員 27,000円（正会員会費の3倍とする。）
5. 海外支援会員 5,000円（特定の会員によって負担される。）

第28条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

日本音楽学会

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目3番3号 生光ビル 303

附 則 本会則は1956（昭和31）年11月5日から発効する。

（1967（昭和42）年9月16日修正発効）

（1969（昭和44）年10月10日修正発効）

（1970（昭和45）年10月16日修正発効）

（1972（昭和47）年10月13日修正発効）

（1973（昭和48）年10月9日修正発効）

（1975（昭和50）年10月4日修正発効）

（1976（昭和51）年10月8日修正発効）

（1977（昭和52）年10月9日修正発効）

（1982（昭和57）年10月15日修正発効）

（1983（昭和58）年10月7日修正発効）

（1984（昭和59）年10月6日修正発効）

（1986（昭和61）年11月8日修正発効）

（1991（平成3）年10月19日修正発効）

(1996 (平成 8) 年10月 2 日修正発効)
(2009 (平成21) 年10月24日修正発効)
(2011 (平成23) 年 4 月 1 日修正発効)
(2017 (平成29) 年10月28日修正発効)
(2022 (令和 4) 年11月26日修正発効)
(2023 (令和 5) 年11月 4 日修正発効)

細 則

【1】会 員

1. 正会員の資格

次の各項のいずれかに該当する者は、正会員となる資格を有する。

- (イ) 学士、修士、博士であって、音楽学を専攻する者
- (ロ) 大学において音楽を研究教授する者または研究教授した者
- (ハ) 音楽の研究に関心を持ち、相当の経歴のある者

2. 学生会員の資格

次の各項のいずれかに該当する者は所定の手続きを経ることによって学生会員となる資格を有する。

- (イ) 大学の学部学生
- (ロ) 大学院修士課程、博士前期課程もしくはそれに準ずる課程の学生で学生会員となることを希望する者

3. 会員の権限

- (イ) 名誉会員は、本会の会員中最高の名誉にふさわしいものとして、その地位を終身保証される。
- (ロ) 正会員は本会の会員として、会則および細則に定めるすべての権限を保有する。
- (ハ) 名誉会員および正会員は、本会が供与する下記の便益に関して他の会員に優先する。
 1. 研究の助成
 2. 学術研究の発表
 3. 資料の利用
 4. その他各委員会がとくに必要と認めた事項

4. 会員の義務

会員は入会の年度においては入会時、それ以後は毎会計年度のはじめに会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員はその義務を免じられる。

5. 権限の停止および資格の消失

- (イ) 2年間会費を滞納した者は、3月31日をもって自動的に脱会扱いとなる。
- (ロ) 会員としての義務の履行にいちじるしく欠ける者あるいは会の名誉を損なう者がある場合には、支部委員会は3分の2以上の多数決をもって、その会員の権限の行使を停止することができる。

(ハ) 会員は死亡および脱会により、その資格を失う。

【2】支 部

- 6. 本会は地域別に、その目的とする事業の達成のために、総会の議を経て支部をおく。
- 7. 当分の間、北海道、東北地方、関東地方および新潟、長野、山梨3県を東日本支部、静岡、愛知、三重、岐阜、富山、石川、福井7県を中部支部、上記以外の近畿地方以西を西日本支部とする。
- 8. 支部は、委員を補佐する幹事若干名をおくことができる。
- 9. 支部の細則規程は別に各支部において起案し、当該支部委員会の承認を得ることを要する。

【3】役 員

- 10. 会長および委員の選挙は、会長・委員選挙規程にしたがって行なう。
- 11. 委員に欠員を生じた場合には、次点者をもってこれを補充することができる。その任期は前任者の任期を超えないものとする。ただし、この場合にとられた措置については、次の総会に報告することを要する。
- 12. 役員会の会議の招集ならびに運営は内規の定めによる。

【4】総 会

- 13. 総会は正会員の4分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立する。
- 14. 発議と議決の権限は名誉会員と正会員のみが有する。ただし、その他の会員も議長の指名によって意見を述べることをさまたげない。
- 15. 会則、細則、会長・委員選挙規程の変更、本会の解散、およびその会議でとくに重要と認められた事項の議決は、総会における有効票数の3分の2以上の多数決による。その他の議案の議決は多数決による。ただし、有効票は委任状を含まない。
- 16. 総会の議長は現職役員以外の正会員が務める。

【5】委 員 会

- 17. 各委員会は、委員を補佐する幹事若干名をおくことができる。

【6】会 計

- 18. 寄付金の配分、分合に関する件は、その年度の事業計画に照らし、全国委員会がこれを定める。
- 19. 全国委員会は、会則第3条に定めた本会の事業を行なうためにとくに必要がある場合には、その費用を臨時に徴収することができる。

日本音楽学会会長・委員選挙規程

選挙権と被選挙権

第1条 正会員は選挙権および被選挙権を有する。

会長の被選挙権の制限

第2条 会長は3期6年を超えて務めることができない。

委員の被選挙権の停止および辞退権

第3条 委員を連続2期務めた場合、次の1期に限り、委員の被選挙権を停止される。通算6期以上、会長または委員（旧理事を含む）を務めた者は、委員の被選挙権を辞退することができる。

委員の定数

第4条 委員の定数は、各支部ごとに、選挙権を有する正会員30名につき1名の割合とする。なお端数については16名以上の場合に1名を加える（15捨16入）。

ただし、1つの支部の委員数は15名を限度とする。なお、会長が選出された支部においては、規定の委員数に加え、得票順に従って2名以内を当該支部の委員とすることができる。

選挙管理委員会

第5条 選挙事務は、選挙管理委員会がこれを行う。選挙管理委員会は会長から委嘱される。ただしその構成員は、委員以外の学会正会員でなければならない。委員長は選挙管理委員の中から互選される。

実施の方法

第6条 選挙管理委員会は、第1条に基づいて、選挙権と被選挙権の有権者名簿を作成する。

第7条 選挙管理委員会は、選挙の行われる年度の総会の6週間前までに、選挙人名簿を全有権者に開示し、投票手続について告知しなければならない。

第8条 会長は全有権者の中から直接選挙によって選出され、投票は無記名単記制とする。委員は各支部ごとに直接選挙によって選出され、投票は無記名定数連記制とする。ただし、定数が10名を超える支部については無記名10名連記制とする。

第9条 投票は、原則として電子的手段によってこれを行う。

第10条 投票の期限は、選挙管理委員会がこれを定める。

第11条 得票数の同じ者があるために定数を超える場合、または、会長、支部長を決定できない場合、該当者に関しては、選挙管理委員会の行う抽選により当選者を決定する。

開票結果の確認

第12条 正会員はすべての開票結果を確認することができる。選挙管理委員会は開票結果の確認方法についてあらかじめ公示しておかなければならない。

開票結果の報告

第13条 選挙管理委員会は、選挙の行われる年度の総会において開票結果を報告しなければならない。

選挙規程細則

1. 第1条について、有権者の認定は投票期限より5か月遡った時点の状況に依る。（たとえば、投票期限が10月15日の場合、5月15日現在）
2. 第2条について、1年以上務めた場合、1期務めたと見做される。
3. 第3条について、選挙管理委員会は当該者に辞退の意志の有無を問い合わせる。会員は、いったん辞退の意志表明をした年度からのちは、選挙管理委員会へ届け出て被選挙権を復活させることができる。1年以上務めた場合、1期務めたと見做される。
4. 第5条について、選挙管理委員長は原則として被選挙権を持たない選挙管理委員とする。
5. 第9条について、有権者は、電子的手段によって投票を行うことが不可能な場合、選挙管理委員会にその旨を申し出て、郵送で投票を行うことができる。
6. 第10条について、投票の期限は、総会の当日から遡って8日を超えないものとする。

(2009年10月24日一部改正)

(2017年10月28日一部改正)